

Title	(二) 株券の差押と民事訴訟法第五百七十一條所定の特別處分 (昭和十四年二月八日大審院第三民事部判決)
Sub Title	
Author	宮崎, 澄夫(Miyazaki, Sumio)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1939
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.18, No.2 (1939. 8) ,p.144- 153
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19390831-0144">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19390831-0144</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

押の効力を對抗せらるることを免るるに反し、登記後に於ては、取得者は差押ありたることを知るの機會を與へらるるが故に假令現實には之を知らざりし場合にも、差押の効力を對抗せらるると云ふ點に在ると解すべきか又は、國稅清納處分の場合には一步進んで、差押につき登記なき場合に於ても、第三者はその善意惡意を問はず差押の効力を對抗せられ、國稅徵收法第二十三條が收稅官吏に押差登記の囑託を命じたのは、單に第三者をして不測の損害を蒙らしむることを豫防するの法意に出たものであると解すべきかであり(後の見解が採り得るか否かは大いに疑問ではあるが)登記なき限り如何なる第三者に對しても差押の効力を對抗し得ざるものと爲すが如き議論は到底採用することが出来なす。

以上の理由に基き私は本件判示に賛意を表する。

## (二) 株券の差押と民事訴訟法第五百七十一條

### 所定の特別處分

昭和十四年二月八日大審院第三民事部判決(昭和一三(オ)一三七二號損害賠償請求事件民集十八卷二號八九頁一破棄差戻)

〔判決要旨〕 執達吏カ強制執行ノ爲債務者所有ノ株券ヲ差押ヘ之ヲ占有中株券ヲ發行セル會社カ資本減少ノ手續トシテ株主ニ對シ商法第二百二十條ノ二所定ノ通知ヲ爲シタル場合ニ於テハ執達吏ハ此ノ事實ヲ知りタル以上民事訴訟法第五百七十一條所定ノ特別處分トシテ差押ニ係ル株券ニ付商法第二百二十條ノ三ニ規定セル株主失權ノ結果ヲ防止スル爲相當ナル處置ヲ講スヘキモノトス

〔事實〕 本件は原告(控訴人、上告人)より被告兩名(被控訴人、被上告人)に對する損害賠償請求事件であり、原告の請求原因とするところは、「被告神戸銀行の前主たる株式會社高砂銀行は、原告に對する債權に基く假差押決定に依り、執達吏たる被告橋田に委任して、原告が曩に訴外吉田から譲り受け白紙委任狀と共に交付を受け所持してゐた鹽水港製糖株式會社の株券百二十株(額面五十圓金額拂込濟のもの六十株及新株額面五十圓十二圓五十錢拂込のもの六十株)につき假差押を爲さしめ、右橋田は之を占有して右高砂銀行の金庫に保管した。所が鹽水港製糖株式會社は資本を半額に減少することとなり、其方法として従前の株式二株に對して減資に因る新株式同額拂込のもの一株を交付することと定め、昭和五年二月十日迄に従前の株券を會社に提供すべく提供しないと株主の權利を失ふべき旨を前記訴外吉田に通知し來り、吉田は更に之を原告に通知した。仍て原告は同月八日書面を以て被告橋田に對して假差押に係る百二十株の株券を同會社に提供すべき旨を通告したが、同人はその手續を爲さず放置し、被告高砂銀行も亦株券提供に協力しなかつた。之が爲に原告は同年二月十日の經過と共に失權して仕舞ひ、僅に新株式の競賣に依る賣得金二百五十八圓五十四錢を取得したに過ぎない。然るに右資本減少後鹽水港製糖株式會社の株式は昂騰し昭和十一年中の最高價格は舊株一株五十八圓八十錢新株一株十六圓五十錢に達したから原告が若し株主權を失はなかつたならば二千二百五十九圓を取得し得べかりしものである。結局原告は右金額から前記賣得金として受けた二百五十八圓五十四錢を控除した殘金二千圓四十六錢に相當する損害を受けた。そもそも執達吏たる被告橋田は原告より株券を會社に提供すべき旨の通告を受けた際に、民事訴訟法第五百七十一條に依り特別處分として失權防止の爲適當の方法に依り株券を會社に提供する義務があるに拘らず之を怠つた。又高砂銀行も一面株券の保管者として又一面債權者として右橋田と協力して失權防止の手續を講ずべき義務があるにも拘らず之を怠つた。而し

て前記原告の損害は被告等これをの義務の懈怠に因り生じたものであるから被告等に於て賠償義務あり」と云ふに在る。

原審は「本件株券ニ對スル假差押ノ執行ニ付テハ民事訴訟法第五百七十一條ノ規定ノ準用アルコトハ控訴人所論ノ如クニシテ該規定ハ單ニ債權者ノ利益ノミナラス債務者其ノ他ノ關係人ノ利益ヲモ考慮シテ設ケラレタルモノナルコトハ論ヲ俟タスト雖右規定ニ因リテ爲スヘキ差押物保存ノ結果カ債務者其他債權者以外ノ關係人ノ利益ニ歸スルニ止マリ債權者ハ之ニ因リテ毫モ利益ヲ受ケサルカ如キ場合ニ於テハ執達吏ハ該規定ニ依ル特別處分ヲ爲ス義務ナキモノト解スルヲ相當トス是レ執達吏ハ本來債權者ノ委任ニ基キ執行ノ任ニ當ルモノナレハ債權者ノ利害ニ無關係ナル處分ヲ爲スコトハ委任ノ範圍ヲ逸脱スルコトナルノミナラス右ノ如キ特別處分ノ爲メニ費用ヲ要スルトキハ債權者ニ於テ之カ豫納ヲ爲スヘキコトヲ定メタル規定(同法第五百七十一條後段)ノ趣旨ニ徴スルモ明カナル所ナリトズ本件ニ付之ヲ見ルニ前記鹽水港製糖株式會社ヨリ本件株式ノ名義人タル訴外吉田ニ對シ商法第二百二十條ノ二所定ノ通知ヲ爲シタル場合ニ於テ會社ニ對シ本件株券ヲ提供アリタルトキハ從前ノ株式ハ茲ニ併合ニ因リテ消滅スヘク而モ差押物ニ付テハ同法第二百二十條ノ五ノ如キ規定ナキヲ以テ執達吏タル橋田カ前記控訴人ノ届出ニ基キ本件株券ヲ會社ニ提供スルコトハ畢竟本件假差押ノ目的物ヲ消滅セシムル所以ニシテ債權者タル高砂銀行ノ損失トコソナレ同銀行ヲ利スルコトナキハ明瞭ナルヲ以テ同被控訴人ハ右控訴人ノ申出ニ應スル義務ナキモノト謂ハサルヘカラス云云」と判示して控訴人等ノ請求を容認しなかつた。

〔上告理由〕 第一點は執達吏は司法機關にして、假差押を爲した場合に於て善良なる管理者の注意を以て其の假差押物件を保存すべき責務あること執達吏職務細則第十條、十六條の規定に依るも明白であり又執達吏が債權者の

委任に依つて爲す職務行爲に付關係人に損害を生ぜしめたときは民事訴訟法第五百三十二條に依り執達吏に於て第一に其の責に任ずべきことは明瞭であり、右の關係人とは債權者一人のみを指示するものではないと云ふに在り同第二點は、本件株券を會社に提供して假りに株式が併合せらるる結果を招來しても右株式は消滅すべきものではない又同理由により本件株券を會社に提供するも本件株券は消滅し債權者たる被控訴銀行の損失に歸するものではないと云ふに在る。

〔判決理由〕 執達吏カ動産ノ假差押決定ニ基ク債權者ノ委任ニ依リ債務者所有ノ株券ヲ差押ヘ之ヲ占有中株式ノ發行會社ニ於テ其ノ併合ノ方法ニ依ル減資手續ヲ實行シ株主ニ對シ商法第二百二十條ノ二所定ノ通知ヲ爲シ從ツテ株主カ指定期間内ニ株券ヲ會社ニ提供セサルトキハ株主ノ權利ヲ失フヘキ場合ニ於テハ執達吏ニ於テ此ノ事實ヲ知リタル以上民事訴訟法第五百七十一條ニ則リ差押物保存ノ爲ニスル特別ノ處分トシテ右失權ヲ防止スルニ適當ナル處置(例ヘハ發行會社ト協議ノ上株券ヲ提供スルト同時ニ尙之ヲ差押物トシテ會社ノ保管ニ付シ新株式發行ノ上ハ該株券ヲ舊株券ニ代ヘテ執達吏ニ交付セシムルカ如シ蓋シ差押ノ效力ハ舊株式ニ代ル新株式ニ及フヘキモノナレハナリ)ヲ講スヘキハ當然ニシテ之ヲ怠リタルカ爲失權ノ結果ヲ招キ債務者ニ損害ヲ被ラシメタルトキハ民事訴訟法第五百三十二條所定ノ義務違背ニ因ル賠償ノ責ニ任スヘキモノナルト共ニ差押債權者ニ於テモ斯ル結果ノ發生ニ付其ノ過失ノ存スル以上一般不法行爲ノ責ヲ免ルヘキモノニアラスト解スルヲ相當トス。

〔批評〕 判示に賛成である。

本問題の中心が、本件の如き場合に於て執達吏に、株主たる債務者の失權を防止する爲に適當なる處置(殊に差押に係る株券を會社に提供する等)を爲す義務ありや否やに在ることは勿論である。原審判決は、既述の如く、差

押物保存處分の結果が債務者其他債權者以外の關係人の利益に歸するに止まり、債權者は之に因つて毫も利益を受けざる如き場合に於ては、執達吏は民事訴訟法第五百七十一條に依る特別處分を爲す義務なきものと解し、且本件の場合株券を會社に提供すれば、從來の株式は併合に因り消滅すべく而も差押物については商法第二百二十條ノ五の如き規定がないから、執達吏が本件株券を會社に提供することは畢竟本件假差押の目的物を消滅せしむる所以で債權者の損失とこそなれ之を利することはないから、執達吏は債務者の申出に應ずる義務はないとした。即ち原審の考は(一)差押物の保存處分が債權者に何等利益を齎らさない時には民事訴訟法第五百七十一條は適用がない(二)而して本件の如き場合株券を會社に提供し債務者の失權を防止することは債權者に何等の利益をも與へない(三)蓋し株券を會社に提供するときは假差押の目的物が消滅するからである、と云ふに歸着する。

然しこの原審の考へは二重の誤りをおかして居るものと云はねばならない。即ち第一に保存處分が債權者の利益にならぬ場合には民事訴訟法第五百七十一條が適用されないとする點に於て、第二に本件の如き場合に於て、株券を會社に提供し債務者の失權を防止することが差押債權者に何等の利益をも與へないと考へる點に於て誤つてゐる。

先づ第一の點に付考へて見る。

原審が、差押物保存の爲の處分を爲しても債權者に何等の利益をも齎らさぬ様な場合には民事第五百七十一條の適用がないと解する論據は二つある。斯る場合の保存處分は委任の範圍を越えるから執達吏に於てこれを爲し得ない性質のものであると云ふのがその一つ、第五百七十一條が保存處分の費用は債權者をして豫納せしむと規定した點がその二である。最初の論據から検討する。

元來執達吏と債權者との關係は委任、雇傭又は請負の如き關係ではない。執達吏は官吏として債權者に對し、民事訴訟法第五百三十一條第五百三十二條其他に所謂委任は官吏としての執達吏の職務行爲を求むる申立に過ぎない。故にこの點より云へば、原審の所謂委任の範圍云云は全く問題にならない。(尤もこの委任を申立の意味にとり、申立の範圍云云の意味に解するならば、問題は別になる。然しこう云ふ意味にとつたとしても、申立ある場合若くは申立の範圍に限り第五百七十一條の處分を爲すべきであるとする根據は何處にも之を求むる事が出来ない。第五百七十一條は固よりこれを規定して居らない。其他かゝる解釋を爲すべき合理的な基礎はない。従つて債權者に利益とならざる保存處分は申立の範圍外なるが故にこれを爲す義務なしと云ふ主張は根據なき主張とならざるを得ない)然し假りに執達吏と債權者との關係を委任關係と見るとしても、原審の考へは尙且失當である。即ち假りに執達吏と債權者との關係が委任關係であり、執達吏が強制執行の爲なす種々の行爲が委任事務であるとしても、執達吏がその委任事務たる執行行爲を爲す場合には、債權者に對する關係に於ても債務者其他の關係人に對する關係に於ても、訴訟法、職務規定其他の法令に従はねばならぬことは何人も之を争ひ得ぬ所であり、委任の範圍外なることを理由として法律が命じた行爲を爲さない譯には行かない。執行行爲を爲すに際し法律が爲すべく要求してゐる行爲特に債務者又は第三者保護の爲に之を爲すべく要求してゐる行爲は、假令債權者の明示又は默示の委任がなかつとも之を爲すべきは當然である。これを本件の特別處分について云へば、民訴第五百七十一條が斯る場合斯る處分を執達吏に命じてゐる限り、執達吏は、委任の範圍内たる範圍外たることを問はず、之を爲すべき義務あることは當然である。問題は第五百七十一條が斯る場合に斯る處分を命じてゐるか否かの點に立歸ることとなる。債權者の利益とならざる保存處分は委任の範圍外なるが故に、同條はかゝる處分を爲すことを命ずるものに非ずと解する

が如きは、解釋の手段に供し得ざる理由を解釋の手段に供したるものと評するの外はない。

次に費用豫納の點について考へて見る。民事訴訟法第五百七十一條が債權者をして特別處分の費用を豫納せしむべき旨規定したのは、斯る處分は債權者の申立に因り開始せらるゝに至つた強制執行に於て必要となつた處分たるが爲であると見るべく、この點を捕へてその個々の處分が債權者の利益の爲になさるべきであると論ずるのは失當である。況んや費用の豫納者はその結局に於ける負擔者と異なるに於ておやである。

斯く原審の論據は一もその理由がないものと云はねばならない。

抑々強制執行が債務者に不利益を與ふことは勿論であり、債務者が斯る不利益を忍ぶべきであることも亦多言を要しない。然し斯る不利益は權利實現の爲に必要な最少限度に止めなければならぬ。従つて又執達吏及債權者は、差押に因り債務者が不當に損害を蒙らざる様注意を爲すべき義務あることは事理の當然であると云はねばならない。之を差押物の保存はつて云へば、差押ありたる爲債務者に於て差押物の保存に必要な行爲を爲し得ざるが如き場合には、執達吏に於て、それが可能なる限り、債務者の爲差押物保存の爲の特別處分を爲すべき義務あることは明白である。故に民事訴訟法第五百七十一條を解して單に債權者の利益の爲の保存處分を命じたるものと解するが如きは、その理由にして前述の如く正當なる根據なき限り、誤つた考へと評するの外はない。

然し假りに原審の右の如き考へが正當であるとしても、原審が本件に於て株券を會社に提供するときには差押の目的物が消滅し従つて債權者の損失とこそなれその利益とならざるものと爲した點が亦失當である。

一般に、民事訴訟法第五百八十一條に依り、有價證券を有體動産として差押へる場合に於て、其差押の直接の目的物は該有價證券であつて權利ではない。然し有價證券にあつては、證券が權利を表彰して居り、證券と權利とが結

合してゐる。記名株券の場合に於ても、株券とこれによつて表彰せらるゝ株主権即ち株式との結合性は之を否定することが出来ない。斯く有價證券とこれによつて表彰せらるゝ權利とが結合して居る結果、有價證券を差押へた場合に於ても、その差押の效力に於て斯る結合性を無視する譯には行かない。即ち斯る場合にはその差押の效力は該證券に表彰せられた權利にも及ぶものと解しなければならぬ。これを株券について云へば、株券差押の場合に於て、その差押の直接の目的物は株券であるが、その效力はこれによつて表彰せらるゝ株式にも及び、債務者たる株主は最早その株式を處分し得ざるに至るべく株式は換價の間接の對象となり株券が競落せられたるときは競落人は當然に株式を取得するものと云はねばならない。(民訴第五二八條参照)

扱本件に於て差押に係る株券を會社に提供することが果して原審の云ふが如く差押の目的物を消滅せしむるに至るであらうか。

舊株券を會社に提供する場合、執達吏に於て之を差押物として會社に提供し之をして右株券を差押物として保管せしむる場合に於ても、一面に於て商法第二百二十條ノ二に所謂株券の提供たる效力を生ずることは疑あるまい。蓋し株式の併合に依る資本減少の場合株券を會社に提供せしむる所以は、舊株券を回収して新株券と引換へ傍々新株券に記載すべき事項を知るに便ならしめんとするに過ぎず、従つて株券を差押物として會社に交付し新株券發行迄之を保管せしむる場合同時に之に商法上の株券提供の行爲としての效力を認むることは不可能ではないからである。

斯く舊株券がその之を提供すべき期間内に會社に提供せられれば、併合手續の完了により株主は舊株式に代へて新株式を取得することとなる。而してこの際に於て舊株式は消滅するのであるが、この舊株式消滅の結果舊株券

は最早何等の株式をも表彰せざる證券となる。然し乍ら前述の如く舊株券差押の効力は之に依つて表彰せらるる舊株式に及び、この舊株式に及んでゐた差押の効力が舊株式消滅と同時に新株式に移行することとなるのである。この點につき原審が差押物に關しては商法第二百二十條ノ五の如き規定のないことを理由として株券を會社に提供することは畢竟本件假差押の目的物を消滅せしむる所以であるとすに對し、大審院は、差押の効力は舊株式に代る新株式に及ぶものと爲してゐるが、後の見解が正しい。勿論差押の効力と質權とは異なるのであるから、差押の効力に關し商法第二百二十條ノ五を適用する譯には行かないが、差押の効力に關する物上代位の原則により差押の効力が差押の目的物に代りたるものの上に存續するのである。(松岡氏強制執行法要論中卷八八六、八九七頁参照)

新しく舊株式について生じた差押の効力が、之に代りたる新株式に及び(新株式を以て舊株式に代りたるものと云ひ得べきことについては商法第二百二十條ノ五が一の根據を與ふるものと云つてよい)従つて假令舊株券が消滅し而も新株券が發行せられない様な中間的な状態が発生した場合に於ても債務者は新株式を處分することが出来ないのであるが、一面に於て舊株券に對する差押の効力は舊株式消滅後に於ても尙存續し且新株券が發行せられたるときは、これ又舊株券に代りたるものと云ふべく、差押の直接の目的物としての舊株券に對する差押の効力は、前同様物上代位の原則に依り、新株券に及び、債務者は之を處分し得ざると同時に會社は右株券を舊株券同様保管し、請求あるときは執達吏に之を引渡すべき義務を負ふに至るものと云ふべきである。斯くして新株券發行の後に於ては新株券が差押の直接の目的物となること舊株券に於けると同様にして且差押の間接の効果が既に新株式に付て存續して居ることは既述の如くであるから、こゝに始めて差押の効力に關する株券と株式との結合性が再び常態に復することとなるのである。

要するに株券を會社に提供しても差押の目的物は決して消滅することはないのである。そしてそれ故に又株券を會社に提供し、債務者の株主たる權を保存することが、差押の目的物を消滅せしむることとなり、債權者の損失とこそなれ之が利益となることがないとした原審の見解は正當ではない。

而して右の理は民事訴訟法第五百七十一條の直接適用せらるる強制執行の場合たるとその規定が準用せらるる假差押の場合たるとにより差異を生じない。

以上の理由から私は結局に於て大審院の本件判示に賛成するものである。然し、本判決が原審判決の「民事訴訟法第五百七十一條ニ依リテ爲スヘキ差押物保存ノ結果カ債權者其他債務者以外ノ關係人ノ利益ニ歸スルニ止マリ債務者ハ之ニ依リテ毫モ利益ヲ受ケサルカ如キ場合ニ於テハ執達吏ハ該規定ニ依ル特別處分ヲ爲ス義務ナキモノト解スルヲ相當トス」との見解に對し明瞭な態度を示して呉れなかつたことが自分には物足らない様に感じてならない。